

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1

明治廿四年
縣廳
書要音摘錄臺帳
駒形役場
第壹科

朱書

形耶福		形耶福		形耶福		形耶福	
郡	縣	郡	縣	郡	縣	郡	縣
彌	九	彌	八	彌	五	彌	一
日	月	日	月	日	月	日	月
九	五	八	四	五	四	一	三
日	月	日	月	日	月	日	月
九	五	八	四	五	四	一	三
農事繁劇、分作業、文 撫頭		大字、及、后、芳、賢、情、苦、不、聞、夜、夢、 夢、力、檢、定、試、驗、頭、仲		又、空、口、及、次、子、奇、七、一、通、方、通、中、 ノ、夜、夢、シ、苦、又、夢、中、ヲ、以、テ、不、 お、所、ノ、中、		又、空、口、及、次、子、奇、七、一、通、方、通、中、 ノ、夜、夢、シ、苦、又、夢、中、ヲ、以、テ、不、 お、所、ノ、中、	
二月一日		四月二日		四月九日		四月二日	
訓導		芳賢		西奇七		日次	
村園買次		五合		西奇七		日次	

朱書

主務廳名		縣		縣		縣		縣	
受付役		一		六		五		二	
連日		九		三		七		八	
月		月		月		月		月	
日		日		日		日		日	
書面要旨									
小学校沿革誌追記延期 義上申 大寺金橋大井信義実家 寺々田田義高方復籍願 小學校沿革誌追記延期 義上申									
指令要領		七月一日		八月一日		三月廿六日		三月廿六日	
町村名		駒形村		駒形村		大井信義		大井信義	
差出人		氏名		氏名		氏名		氏名	
郡		郡		郡		郡		郡	
村		村		村		村		村	
名		名		名		名		名	

郡	縣	郡	縣	郡	縣	郡	縣
彌		彌	九	彌	三	彌	二
日	月	日	月	日	月	日	月
				大字薩安藤八丁相續 頼之付		大字金橋白川源次郎 義家頼之付	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六日 土月廿六日		土月十六日 土月廿六日	
				土月十六			

朱書

郡縣	郡縣	郡縣	郡縣	名廳務主
日月	日月	日月	日月	日付受連
				書面要旨
月 日	月 日	月 日	月 日	指令下附月日
町郡	町郡	町郡	町郡	町村名 差出人 氏名

[illegible]

朱書

[illegible][illegible]

主務廳名		受付書		縣		郡		縣		郡		縣	
通達		日 月		日 月 日		日 月 日		日 月 日		日 月 日		日 月 日	
書 面 要 旨													
五字中屋次物江作三三男藤作ヲ奉給 養子貞四郎ヲ以テ相継ノ件 三月二十日													
指令下附月日		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日	
町村名		差出人		氏名		中屋次村		物江作三		郡		郡	
名		名		名		名		名		名		名	

郡	縣	郡	縣	郡	縣	郡	縣
號	六二	號	一	號	五十一	號	一
日四廿月	二	日四廿月	一	日四廿月	一	日	月
大守常世主ノ南義共長男ヲ母次シ奉嫡シ 三男四男初メハ内良ヲ奉嫡シ義子留三 即チ以テ家事督相録ノ仁		大守中屋次大園勝四郎主杯ハ牧蕩ニ付廢主 領ノ件		大字中屋次佐藤庄次養嗣子本果師範学校在 学中ニ付徴兵猶豫ノ件		廿六年一月ヨリ	
三月二日		手 下 					

廿六年一月ヨリ

主務廳名		縣		縣		縣	
受付券		二八		二九		三	
連日		八月		九月		三月	
書面要旨		縣		縣		縣	
		縣		縣		縣	
指令要領		縣		縣		縣	
		縣		縣		縣	
町村名		縣		縣		縣	
差出人		縣		縣		縣	
氏名		縣		縣		縣	

主務廳名		縣		縣		縣	
受付券		二八		二九		三	
連日		八月		九月		三月	
書面要旨		縣		縣		縣	
		縣		縣		縣	
指令要領		縣		縣		縣	
		縣		縣		縣	
町村名		縣		縣		縣	
差出人		縣		縣		縣	
氏名		縣		縣		縣	

諸君の御注意
此の書類は、
明治三十二年
十月一日より
施行するもの
であります。

書面要旨

主務廳名
受付書
連日

賜及尋常小學校准訓導大竹
繁八直下改名局知事矣

大竹中屋次、大竹繁次、長男、八ノ廣編之
養子長次郎云々、家督相續ニ付

碑文彫刻ニ付
百井石生、八ノ廣、八ノ既ノ
彫刻

指令下附月日

指令要領

月日

郡名
町村名
差出人
氏名

准訓導

大竹直

八月十二日

明治三十二年七月五日
長男、八ノ廣編之
件、附面

月日

百井石生

手稿

縣名
郡名
連日

二字、注、内海、澤、長男、澤、八ノ即、廣編之
養子、熊、六ノ以、家督、相續、ニ付

貴、番、子、八ノ寧、婦、後、丈、シ、迎、フ、ル、

教員免許状、有効期限、延期、願、フ、

五

十月二日

明治三十二年八月五日
頭、長男、澤、八ノ即、廣編
之、件、附面

十月十一日

明治三十二年七月五日
教員免許状、有効期限、延期、願、フ、

月日

月日

郡名
町村名
准訓導
大竹直

諸君の御注意
此の書類は、
明治三十二年
十月一日より
施行するもの
であります。

[illegible]

